

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月8日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：7 国名：ウガンダ 担当：経済基盤開発部  
案件名：アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト（モニタリング能力強化）

1 今回契約予定のコンサルタント  
モニタリング能力強化 3号

2 契約予定期間：全体 2013年6月中旬から2013年12月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣期間 整理期間 M / M  
モニタリング能力強化 5 36 2 44 5 3.27  
（現地：2.67M/M、国内：0.60M/M）

上記工程は一事例であり、「10 特記事項」を参照の上、業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月22日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
  - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
  - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：モニタリング能力強化
    - (ア) 類似業務の経験 40
    - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
    - (ウ) 語学力 16
    - (エ) その他 学位、資格等 16
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：ウガンダ/全途上国  
類似業務：モニタリング評価に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。  
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ウガンダ国北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民（IDP）が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダンとの国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年現在、統計上IDPの9割近くが帰還したとされている。しかし、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されていた人道緊急援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方行政については、県、郡、バリッシュ、村といった地方政府としての体制を一定程度整えているものの、人員配置率は極めて低く、開発予算は不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。帰還して生活を確立しようとしている人々に対し、人道緊急支援に代わって公共サービスを提供すべき地方行政機関がタイムリーに対応できなければ、人々の政府に対する不信感・不満が増幅する懸念がある。

この行政機能改善のため、ウガンダ国政府は、2007年に北部平和復興開発計画（PRDP）を策定し、ドナー（EU、UNDP等）の資金支援等を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分している。また、地方行政機関によるコミュニティのニーズを捉えた開発計画の策定のため、2009年に開発計画策定ガイドラインを策定した。しかし、同ガイドラインはウガンダ国全体を対象としているため、人員・能力が極端に不足しているアチョリ地域の現状に合わず、その結果として県の開発計画の質は低いものとなっている。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロット事業を通じてIDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応しつつ、地域の開発の方向性を示してきた。こうした状況を踏まえ、ウガンダ国政府はアチョリ地域の地方行政官（県、郡、バリッシュ、村）の開発事業

計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート(C/P)機関として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」(以下、プロジェクト)を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で実施中である。同プロジェクトでは、アチョリ地域の7県(うち主要対象は、アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデルル県の4県：以下、対象4県)の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

なお、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、実質的に能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官(特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官(CDO)、郡のCDO等)となる。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー(派遣期間：2012年2月～2014年2月)、業務調整/平和構築専門家(派遣期間：2011年11月～2013年11月)の2名が派遣中の他、2012年度には社会調査/紛争予防配慮(派遣期間：2012年1月～12月(全4回))、コミュニティ開発計画策定支援1、同支援2(派遣期間：2012年3月～2013年3月(各全3回))、調達・施工監理能力強化専門家(派遣期間：2012年3月～2013年3月(全2回))、コミュニティ・インフラ専門家(派遣期間：2013年2月～(全2回))が順次派遣されている。

各専門家の派遣を通じて明らかになった大きな問題点として、モニタリング能力の不足がある。各県は5か年開発計画を策定し、それを踏まえて1年毎の開発事業を定めているが、各県が策定している県開発計画や各財源ごとの開発事業、NGOが実施している開発事業も含めて、これまで各県やサブカウンティで実施されている事業実施業績のモニタリングが十分となっておらず、開発事業計画策定に不都合をきたしている。指摘されている具体的な問題として、県で定期的実施されているモニタリングが郡における個々の計画事業の実施状況の確認作業に留まっており、県全体の開発計画達成状況を測るツールとなっていない、郡においては実施されたモニタリングの結果が計画や予算配分の不適切性、事業実施時の非効率性の是正に繋がっておらず、得られた教訓が県や郡間で共有されていない、各レベルにおける担当官の業務配分過多並びに活動費や移手段の不足によりモニタリングが適切に実施できない組織的問題が見られる、モニタリングのツールであるコミュニティの基本データの適切な収集・管理・蓄積が行われていない、等が挙げられる。これらの状況を踏まえて、開発事業策定に資する適切なモニタリングが行われるよう各レベルの行政官の能力向上を図る必要がある。

本専門家は、対象4県の計画担当官及びCDOを中心として対象4県の行政官及び郡の行政官に対し、コミュニティ開発計画策定に係る上記の問題点の解決のためにモニタリング実施能力の強化指導を行うことを目的とする。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは他のプロジェクト専門家と連携しつつ、県の計画担当官及びCDOとともに開発計画策定プロセスに関わるモニタリング状況を確認、課題を分析し、県の計画担当官やCDOに対するOJTを実施する。また、県の計画担当官及びCDOとともに、郡やパリッシュの行政官に対するモニタリングの強化計画を作成し、ワークショップや研修を通して実施促進のための支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [モニタリング能力強化]

#### (1) 国内準備期間(2013年6月中旬)

ア アチョリ地域の先行JICA調査資料及びプロジェクト作成資料から業務に必要な情報を収集し、分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。

イ 業務計画書(和文・英文)を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、説明する。

#### (2) 第1次現地派遣期間(2013年6月中旬～7月下旬)

ア C/P及びJICAウガンダ事務所、プロジェクトのチーフアドバイザー等に業務計画書を提出・説明し、業務内容を確認する。

イ 対象4県行政官からのヒヤリングを通じ、県や郡、パリッシュで行われているコミュニティ開発計画策定に関わるモニタリングの実績とプロセスを確認し、県の計画担当官やCDOの能力を把握し、課題を理解する。

ウ 対象4県の計画担当官やCDOと協力し、モニタリングに関するワークショップを対象県の行政長官、計画担当官、CDO(計約12名)を対象として1-2回程度開催し、各県の開発計画策定のモニタリングにかかわる現状・課題を概略把握すると同時に、アチョリ地域の事情に合致したモニタリングツールを紹介・検討し、それを踏まえて県や郡、パリッシュ等の行政官に対するモニタリング能力強化のための研修計画を作成する。

エ 第1次現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAウガンダ事務所等に提出する。

#### (3) 国内作業期間(2013年7月下旬)

ア 現地業務結果をJICA経済基盤開発部へ報告する。

イ 前回の現地業務結果を踏まえて、次の現地派遣のための業務計画書を修正・作成し、JICA経済基盤開発部へ提出し説明する。

#### (4) 第2次現地派遣期間(2013年10月中旬～12月上旬)

ア C/P及びJICAウガンダ事務所、プロジェクトのチーフアドバイザー等に業務計画書を提出・説明し、業務内容を確認する。

イ 第1次現地調査結果を踏まえて、対象4県でのコミュニティ開発計画策定のモニタリング強化にかかわるOJTを行う。また、対象4県の県及び郡、パリッシュの行政官(各県約15～30名程度)に対して県レベルでの研修・ワークショップを開催する。

ウ コミュニティ開発計画策定に関わるモニタリング強化支援の経験を取りまとめ、対象4県におけるコミュニティ開発計画策定にかかわるモニタリングの改善案を作成し、プロジェクトと各県に対して提言を行う。

エ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P及びJICAウガンダ事務所等に提出する。

(5) 帰国後整理期間(2013年12月中旬)

ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA経済基盤開発部へ提出及び報告を行う。

## 9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(全体、第2次派遣時)

和文3部(JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクト)

英文8部(C/P5部、JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクト)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

英文8部(C/P5部、JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクト)

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部(JICA経済基盤開発部、JICAウガンダ事務所、プロジェクト)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出すること。

## 10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 現地派遣中の報告・連絡先は、JICAウガンダ事務所のJICAグルフィールドオフィスになる。

イ 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経由地:ドーハまたはドバイ

(2) プロポーザル提案事項

ア 業務工程表・業務実施方針をプロポーザルにて提案すること。

イ M/M の上限については、全体で3.27M/Mとすること。

ウ 工程については、次のことを留意すること。

(ア) 国内準備期間及び帰国後整理期間はそれぞれ5日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振替を含む2回を上限とする現地派遣期間については、プロポーザルで提案すること。また、前派遣期間と次の派遣期間の間の国内作業は2日を上限とすること。

(イ) 本支援は2013年6月中旬より実施予定の為、契約後可能な限り早期に出発することが必要である。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課(TEL:03-5226-6958)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

特になし